

建設工事等における監理技術者等の雇用関係確認書類について

令和8年2月16日

本学が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務における配置技術者については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を条件としています。

この度、発行済みの健康保険被保険者証を有効とする経過措置が令和7年12月1日に終了することに伴い、令和7年12月2日以降に配置予定技術者の雇用確認を行う際は、以下の書類で確認を行うこととします。

○ 直接的な雇用関係を証明する書類

1. 監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し
（その他の資格者証でも直接的な雇用関係が証明できれば可）
2. 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
4. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
5. 【1～4の書類を提出することが難しい場合】
雇用証明書（氏名、事業者名称、証明者、証明日（3か月以内のもの）、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の写し

在籍出向者、派遣社員に該当する方は直接的な雇用関係にあるとは言えませんのでご注意ください。

○ 恒常的な雇用関係について

提出された「直接的な雇用関係を証明する書類」の交付年月日等により確認できることが必要